

大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会

第 1 回～第 10 回まで 「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」策定のため開催（平成 26 年度）

第 11 回～第 15 回まで「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて」を提言案としてまとめるため開催

○部会における議論の要点

①取組みの基本理念

- ・ 障害者差別解消法は障がい者を制約する社会的障壁を取り除き、権利を保障することで共生社会をつくるための重要なツールであり、障がい者やその家族、支援者等や行政はもとより、事業者を含め府民全体に周知徹底していくことが必要である。
- ・ 府ガイドラインを活用した周知、啓発が重要であり、啓発に当たっては、行政だけでなく、事業者を含め府民や障がい者団体にもそれぞれ担うべき役割がある。
- ・ 現在の社会の中に残る障がい者は保護の客体であるとの見方を解消し、差別解消法の趣旨を実現するためにも、形式的に規制するというよりも、生活全般から問題を捉え、共生社会をどのように実現していくのかという視点が大事である。

②相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策

・市町村の役割

具体的な相談事案について、地域・既存の相談窓口で対応することになるが、既存の相談機関が差別に関する相談に対応し、既存の相談機関どうしが連携して相談に対応していくこと。

・大阪府の役割⇒市町村の相談、紛争の防止・解決に対する支援

専門性を有する人材として、相談機能とともに当事者間の調整による最終的な紛争解決機能を担う広域専門相談員を配置し、地域・既存の相談機関等における解決を支援する。

また、障がい者、家族その他の関係者からあっせんの申し立てを受けて、当事者双方に対する調査を行い、あっせん案を提示する合議体を設置する。

③実効性確保のための措置の必要性

- ・ 実効性確保のための措置としては、勧告、公表、罰則が考えられるが、これらの制裁措置を設ける場合には、その根拠なる規定を条例で定める必要がある。
- ・ 府においては、条例の制定も必要であるが、まずは府ガイドライン等により普及啓発を図ることが非常に重要であり、条例制定の方向性については、法施行後の状況等を踏まえて適切に判断していくこととする。